

郷づくり推進条例（仮称）概要版

資料 5

前文

- ◆「郷」とは何か
- ◆郷づくりの歴史、始まった経緯
- ◆郷づくりが生み出してきたもの
- ◆現在の社会情勢と郷づくりの必要性
- ◆市民が主役、市がパートナーとなって郷づくりを推進すること

多くの市民が地域に親しみを持ち、安全・安心なまちを実現するため、郷づくりを推進します。

「自らの地域は、自らの手で」



目的（第1条）

この条例は、市民、協議会、市の位置付けや役割等を明らかにし、持続的な郷づくりを推進することが目的で定めています。

定義（第2条）

この条例での用語の意義を定めています。

基本理念（第3条）

- 郷づくりを推進する上での、基本理念を定めています。
- ◆市民と市がそれぞれの役割を尊重し、共働して推進
- ◆地域資源等を生かし、持続的に活動
- ◆自らの役割を認識し、お互い高め合う



市民の役割（第4条）

- ◆自発的、積極的に郷づくりに参加・参画
- ◆地域に関心を持ち、考え、主体的に行動

市の支援（第8条）

- ◆協議会に対し、助言と支援
- ◆地域担当職員を配置
- ◆交付金の交付
- ◆拠点整備
- ◆協議会同士の学び合いの場、対話の場を設定
- ◆中間支援組織との連携による支援



市の説明責任（第7条）

郷づくりに関する情報を市民に明らかにし、分かりやすく説明することを定めています。

市の役割（第6条）

- ◆協議会の実情に合わせた支援
- ◆協議会、家庭、学校との連携
- ◆市民への働きかけ、協議会の機能強化
- ◆協議会だけでは解決できないことを伴走支援

協議会の役割（第5条）

- ◆地域活性、課題解決に向け取り組む
- ◆さまざまな主体が郷づくりに参加しやすい環境づくり
- ◆拠点の活用
- ◆自治活動の補完、多様な主体と連携、総合調整



郷づくり推進協議会 代表者会議（第9条）

市は、協議会の相互の連携及び情報共有を図るため、代表者会議を設置し、協議会の求めに応じて、運営を見直すことを定めています。

郷づくり推進協議会の組織等（第10条）

協議会の組織や郷づくり地域について定めています。

郷づくり推進事業（第11条）

- 協議会が行う事業について定めています。
- ◆基礎事業（全協議会共通）
- ◆自主事業（実情に応じて選択）



情報発信等（第12条）

市民、協議会、市がお互いに情報を発信、収集、情報共有について定めています。

人財育成等（第13条）

- ◆担い手発掘、人財育成
- ◆多様な主体との交流する機会を創出
- ◆市職員の意識向上、郷づくりへの参加
- ◆子ども、若者、女性等の参画しやすい環境づくり



条例の見直し・委任（第19条・第20条）

条例の見直しに関すること、条例の施行に関し、規則に委任することを定めています。

危機管理（第18条）

市民、協議会、市は、自助、共助、公助の役割分担により災害に強いまちを実現します。



意見の聴取（第17条）

市は、郷づくりの施策や重要事項について、共働推進会議の意見を聴くことを定めています。

情報公開・個人情報保護（第15・16条）

協議会は、情報公開に努めるとともに、個人情報の適切な措置を講じることが定めています。



郷づくり基本構想・郷づくり計画（第14条）

- ◆市は、郷づくり基本構想を策定
- ◆協議会は、郷づくり計画を策定